

平成 29 年度「犯罪被害者週間」キャンペーン事業計画

団体名	北海道公安委員会指定「犯罪被害者等早期援助団体」 北海道犯罪被害者等総合相談窓口 公益社団法人 北海道家庭生活総合カウンセリングセンター（北海道被害者相談室） 理事長（北海道被害者相談室室長） 善養寺 圭子 電話 011-251-6408 FAX 011-271-5068 http://www.counseling.or.jp
事業名	警察庁「犯罪被害者週間」広報啓発キャンペーン事業
目的	平成 17 年 12 月に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」において、毎年、「犯罪被害者等基本法」の成立日である 12 月 1 日以前の 1 週間（11 月 25 日から 12 月 1 日まで）が「犯罪被害者週間」と定められております。 私たち北海道被害者相談室も全国被害者ネットワークの一員として、期間中の集中的な啓発事業等の実施を通じ、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について、広く道民に対し理解を深めることを目的とするものです。
	<p>「犯罪被害者週間」広報啓発活動</p> <p>日 時 平成 29 年 1 月 24 日（金）</p> <p>場 所 JR 札幌駅西口コンコース（12:00～13:00） すすきの交差点（18:00～19:00）</p> <p>参加団体 ・ 北海道環境生活部くらし安全局道民生活課 ・ 北海道地方更生保護委員会 ・ 札幌市役所男女共同参画室 ・ 北海道警察本部犯罪被害者支援室 ・ 札幌方面中央警察署 ・ 札幌方面北警察署 ・ 札幌高等検察庁 ・ 札幌地方検察庁 ・ 札幌弁護士会被害者支援委員会 ・ 日本司法支援センター札幌地方事務所 ・ （一社）北海道警友会 ・ 北海道交通事故被害者の会 ・ 被害者遺族 ・ 学生ボランティア ・ 日本ガーディアンエンジェルス札幌支部 ・ 北海道コカ・コーラボトリング（株） ・ 屯田防犯パトロール隊（通称：とんぼ隊） ・ （N）ゆいネット北海道 ・ （公社）北海道家庭生活総合カウンセリングセンター ・ 北海道被害者相談室 延べ 110 名程度</p>
	◎ 被害者相談 月曜日～金曜日（祝祭日を除く）10時から16時まで受付 ◎ 弁護士相談 毎週木曜日 14時から16時まで 電話による相談が必要です。 F A X、メールによる相談も受け付けております。